

令和3年度 特定処遇改善加算の支給方法について

令和3年3月24日

(福)桜井の里福祉会

専務理事 佐々木 勝則

令和元年10月から始めました特定処遇改善加算につきまして、今年度も継続して加算を取得し、同じ方法で支給を予定しておりますので通知します。

1. 特定処遇改善加算の支給対象者

- 1) 一般職員、専任職員、契約職員
- 2) パートタイム職員の内、月80時間以上勤務した者

2. 特定処遇改善加算の支給対象外の者

- 1) 理事長、専務理事、総合施設長、事務局長、施設長
- 2) 介護職員の内、給与総支給額が500万円以上の者
- 3) 介護職員の内、給与総支給額が440万円以上500万円未満の者で、当法人に勤続10年未満の者
- 4) その他職員の内、給与総支給額が440万円以上の者
- 5) 特定処遇改善加算支給対象外の事業所で勤務する者の内、給与総支給額が440万円以上の者
- 6) パートタイム職員の内、月80時間未満の勤務者

3. 支給対象事業所に勤務する介護職員、その他職員の分類及び月額支給額 ※給与総支給額は令和3年度4月1時点見込

No	職種・給与総支給額・勤務条件 ※給与支給額は4/1時点での見込	法人内での分類	月額支給額(円)
1)	介護職員、介護福祉士を有し、当法人に勤続10年以上の常勤職員、給与総支給額440万円未満	1群	14,000
2)	介護職員、当法人に勤続10年未満、給与総支給額が440万円未満	2群	7,000
3)	介護職員、介護福祉士を有せず、当法人に勤続10年以上の常勤職員で、給与総支給額が440万円未満	2群	7,000
4)	介護職員、当法人に勤続10年以上の常勤職員で、給与総支給額が440万円以上500万円未満	3群	3,500
5)	その他職種、給与総支給額が440万円未満	3群	3,500
6)	パートタイム介護職員、月平均80時間以上勤務	4群(2群の1/2)	3,500
7)	その他パートタイム職員、月平均80時間以上勤務	5群(3群の1/2)	1,750

4. 支給対象外事業所に勤務する職員の分類及び月額支給額 ※給与総支給額は令和3年度4月1時点見込

(ケアプランセンター、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、さくらダイニング、生活支援ハウス、シニアハウス)

No	職種・給与総支給額・勤務条件 ※給与支給額は4/1時点での見込	法人内での分類	月額支給額(円)
1)	給与総支給額が440万円未満	6群(2群の1/2)	3,500
2)	パートタイム職員、月平均80時間以上勤務する4群・5群以外	7群(3群の1/2)	1,750

5. その他

年度ごとに特定処遇改善加算の支給原資、改善加算の受給額が確定する5月に、法人が得た額が職員に支給した額を上回った場合、職員に追加支給する